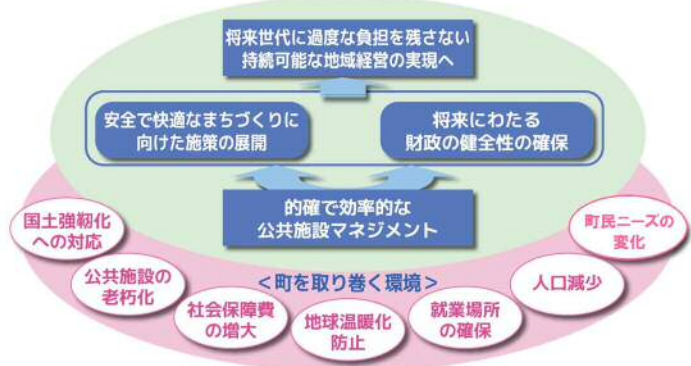


中山町公共施設等総合管理計画【概要版】

第1章 本計画の位置づけ

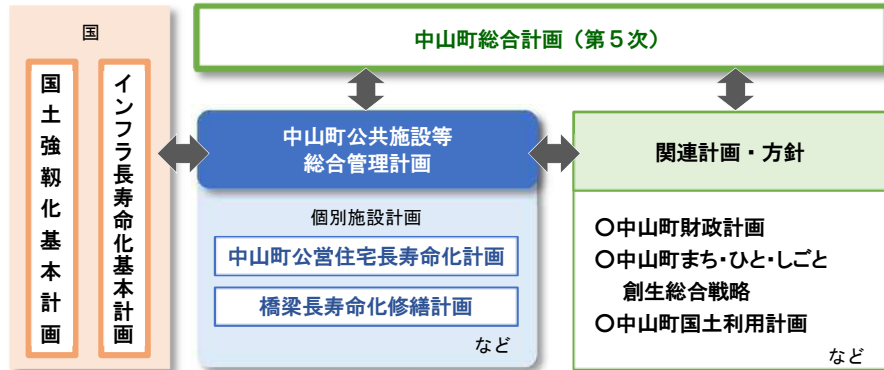
①背景と目的

- 国では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題ですが、中山町においても、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。
- 早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化とともに、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。
- 公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であり、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。



②計画の位置づけ

- 本計画は、本町の公共施設等（道路・下水道等のインフラ含む）の今後のあり方について基本的な方向性を示すものとして位置づける。
- 町の上位計画である「中山町総合計画（第5次）」の基本理念のもと、「中山町財政計画」とも連動した横断的な計画とする。



③対象施設

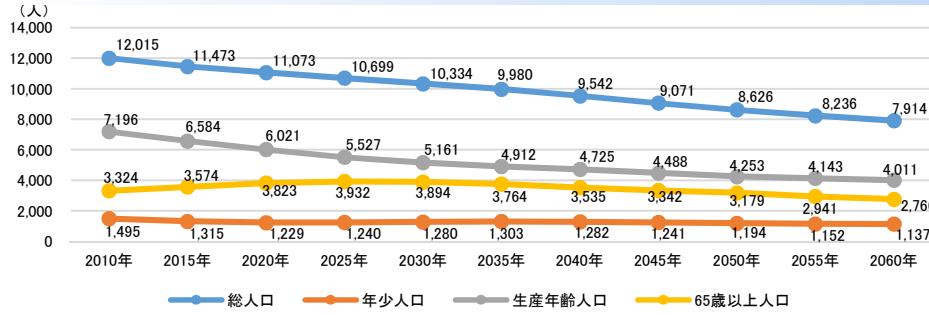
- 本計画の対象とする公共施設は、行政系施設、学校教育系施設、公営住宅、文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、下水道施設、供給処理施設、その他の全12分類とします。
- インフラ資産は、道路、橋梁、下水道とします。

④計画期間

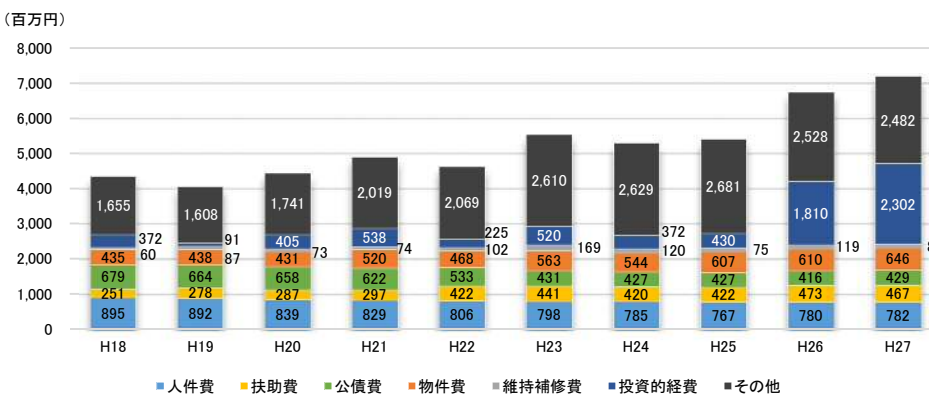
- 本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

第2章 中山町の概要

①人口

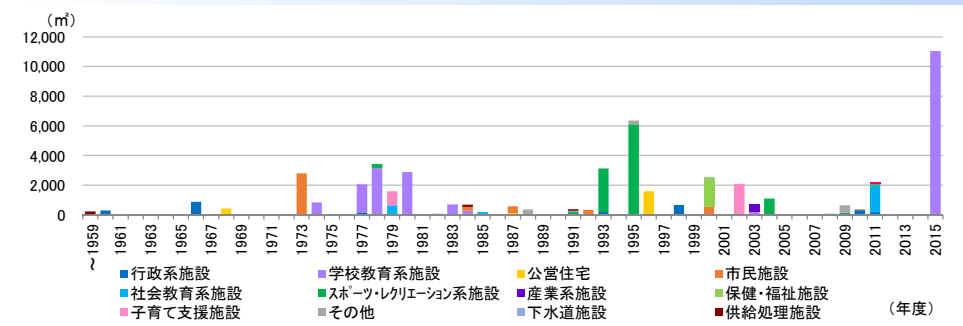


②財政の状況

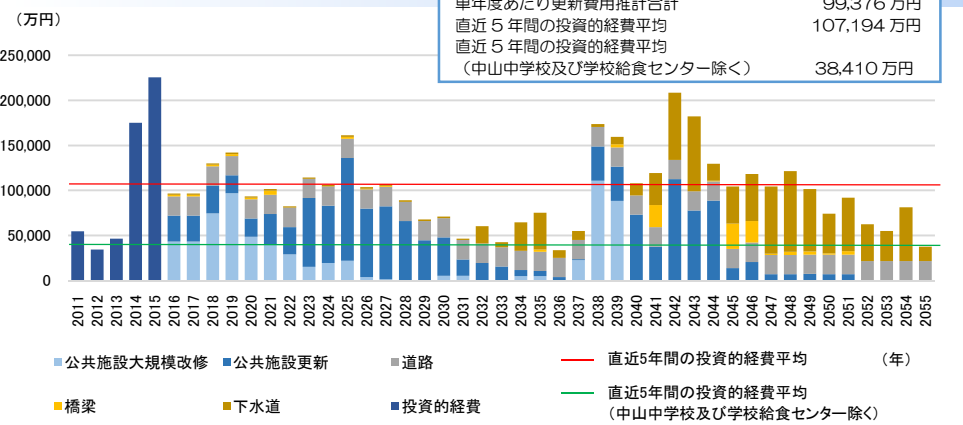


第3章 公共施設等の現況と将来見通し

①公共施設の現況



②将来の更新費用の見通し



第4章 適正管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ◇ 法定点検に加え、施設等の現状や経年劣化などを点検・診断します。
- ◇ インフラ資産は、点検マニュアルに基づき定期的な点検を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ◇ 施設の重要度、劣化状況、耐用年数の経過状況等、総合的な視点で公共施設等の優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新を実施します。
- ◇ 維持管理は予防保全型の視点で実施し、中長期的な維持管理費の縮減・平準化を図ります。
- ◇ 更新は、必要な公共施設等に限り行い、施設の複合化や集約化、PPP／PFIの活用なども含め計画的に検討します。

③安全確保の実施方針

- ◇ 劣化等により事故の危険性が高い施設や、効率的な活用方法が見込まれない施設等は、早期の供用廃止や解体などの措置を適切にとります。
- ◇ 高い危険性が認められる施設で解体を実施していない場合、適切な措置を講じ十分な安全確保に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

①計画推進のための体制構築

- ◇ 施設等の利用状況や維持管理経費情報を掲載した「公共施設白書」と各施設等の所管グループの取組状況情報を共有し、総合的かつ計画的に公共施設等の管理を行う体制を構築します。
- ◇ 公共施設等における現状や問題の共有化を図るため、町ホームページ等での情報の公表を推進します。

④耐震化の実施方針

- ◇ 旧耐震基準の公共施設等は、維持管理の取組方針を踏まえ、統廃合も視野に入れて耐震化について検討します。
- ◇ 「中山町建築物耐震改修促進計画」及び「中山町地域防災計画」を踏まえ整合性を図りながら、耐震診断・耐震化を適切に進めます。

⑤長寿命化の実施方針

- ◇ 公共施設等は、予防的修繕を施すことにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- ◇ 公営住宅及び橋梁は長寿命化計画に基づく維持管理等を実施、それ以外の施設等は必要に応じ個別施設毎の長寿命化計画策定を図ります。

⑥統合や廃止の推進方針

- ◇ 施設の利用頻度が低い施設や劣化・老朽化が進んだ施設は、類似施設との集約化や用途が異なる施設との複合化を検討します。
- ◇ 現在の各施設の機能・規模を踏まえ、公共施設等の適正な再配置について、民間活力の活用も留意しながら検討します。

- ◇ 各施設等の個別管理計画を策定し、財政平準化の指標とします。

②計画のフォローアップ

- ◇ 「第5次中山町総合計画」との整合性を図りながら、必要に応じて計画の内容や対象施設等について見直します。
- ◇ 新公会計制度を導入する中で、町有財産にかかる固定資産台帳の整備を行い、公共施設等の計画的な管理に努めます。